



平成 24 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 **アンリツ株式会社**
代表者名 代表取締役社長 橋本 裕一
(コード番号 6754 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員経営企画室長
川辺 哲雄
(TEL. 046-296-6507)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定について

当社は、平成24年3月28日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(変更箇所を下線で示しております。)

(改定の趣旨)

反社会的勢力排除についての社会全体の要請が高まっている中、当社では既に「アンリツグループ行動規範」において反社会的勢力の排除について謳うとともに、体制を整備しておりますが、企業市民の一員として社会と連帯して応えることの重要性に鑑み、その姿勢をより一層明確にするため、本基本方針に盛り込むこととしました。

また、企業集団における業務の適正性の確認を実効的に行うため、グループ会社に対する監査の実施について明確にしました。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法第 362 条第 4 項第 6 号、会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号)

- (1)当社は、経営理念で掲げる「誠と和と意欲」を基本に、経営方針で「良き企業市民としての社会貢献」を表明するとともに、「品格ある企業」に成長することを目指して、アンリツグループ企業行動憲章、アンリツグループ行動規範を制定し、法令と企業倫理の遵守を企業活動の原点としています。
- (2)当社の取締役・執行役員は、この基本方針の実践が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、実効ある社内体制の整備を行い、企業倫理の徹底を図ります。
- (3)社長を委員長とする CSR 推進委員会のもと、企業倫理推進委員会は、倫理法令遵守基本規程に基づき、コンプライアンスに関わる各委員会（情報管理・公正取引推進・輸出入管理・環境管理等の委員会）と連携しながら、コンプライアンス体制の整備、充実に努めます。また、企業倫理推進委員会は、コンプライアンス上の問題点を取締役会に定期的に報告し、取締役会は問題点の改善に努めます。
- (4)企業倫理推進委員会は、コンプライアンスに関わる各委員会と連携して、従業員に対して教育研修を実施し、その効果をモニタリングします。内部監査部門はコンプライアンスに関わる各委員会及び企業倫理の推進を担う法務部門の活動を監査します。

- (5) 当社の従業員は、アンリツグループ行動規範に違反するおそれがある行為が行われていることを知った場合は、上司経由又は自らが社内窓口、社外窓口で報告・通報する手段を有します。この場合において報告通報の事実は秘密として扱われて、報告・通報者が何らの不利益を蒙ることはありません。
- (6) 当社は、適正な財務報告とその信頼性を確保するために、組織体制を整備するとともに、「内部統制システム基本規程」に基づき、内部統制の確実な運用と継続的改善を行います。
- (7) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助成する行為は行いません。
また、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と密に連携して対応することとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)

- (1) 当社は、業務上取り扱う情報について、情報管理基本規程に基づき、厳格かつ適切に管理する体制を整備し運用します。
- (2) 取締役・執行役員意思決定と業務の執行に係る文書（例えば、株主総会議事録と関連資料、取締役会議事録と関連資料、経営戦略会議議事録と関連資料等）については、法令及び営業秘密管理規程に基づき、保管責任者、保管期間、保管方法を明確にして、適切に管理し、取締役、監査役が当該文書を速やかに閲覧できる体制を整備します。
- (3) 営業秘密、個人情報については、法令及び営業秘密管理規程、個人情報保護規程に基づき厳格かつ適切に管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

- (1) 当社は、当社の主要リスクを①経営の意思決定と業務の執行に係るリスク、②法令違反リスク、③環境保全リスク、④製品・サービスの品質リスク、⑤輸出入管理リスク、⑥情報セキュリティリスク、⑦災害リスクであると認識し、リスクごとにリスク管理責任者を明確にして、リスクの分析評価を行うとともに、規則・ガイドラインの制定、教育研修の実施などリスク管理レベルの向上と事業の継続発展を確保するための体制を整備します。
- (2) 中期経営計画策定の過程においては、経営環境の変化を踏まえてリスクを洗い出し、経営目標を達成するためにリスク対応策を策定します。また、社長を議長とする取締役・執行役員で構成される月例の経営戦略会議において、必要に応じてリスク分析とリスク対応策の進捗状況を審議するとともに、取締役会に報告します。
- (3) これらのリスクマネジメントに関する活動を体系化し統一的に運用するため、リスクマネジメント基本規程を制定し、企業価値を一層向上させ、企業活動の持続的発展に結びつけていきます。
- (4) 会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれがある事象が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程に基づき社長が関係者を招集し状況の把握と対策を講ずるとともに、速やかに取締役会及び監査役会に報告します。

- (5) 重大な事故、災害が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程及び災害・緊急対策基本規程に基づき社長を本部長とする危機対策本部を設置し、被害の最小化と事業の早期回復に努めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号)

- (1) 当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高め、継続的に企業価値を向上させていくため、執行役員制度のもと、取締役・執行役員の職務分担を明確にし、当該業務の執行については、業務分掌規程において各部門の業務分掌を明確にするるとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。
- (2) 取締役会は、毎月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行うものとします。
- (3) 取締役会は、経営戦略会議が策定した中期経営計画とそれに連動した単年度の経営予算の審議、承認及び執行状況の監督をします。
- (4) 社長は、中期経営計画と経営予算に基づき自らのミッションと年度目標を設定し、経営目標を達成するためリーダーシップを発揮します。執行役員は、それを受けて自らの職務の権限と分担に基づいたミッションと年度目標を設定し、その実現に取り組みます。

5. 当該株式会社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号)

- (1) 当社グループの企業集団としての業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として、アンリツグループ企業行動憲章、アンリツグループ行動規範の徹底を図ります。
- (2) 取締役・執行役員は、グループ経営の効率性をより高めるために、分担するグループ会社の取締役・執行役員と緊密な連携のもと経営管理を実施するとともに、リスクマネジメント体制の整備を図ります。
- (3) 取締役・執行役員は、それぞれの職務分担に従い、グループ会社が適切な内部統制システムを整備するように指導します。
- (4) アンリツグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らして適切なものとします。
- (5) 内部監査部門は、グループ会社の内部監査部門等と連携して、業務の適正性についてグループ会社の監査を行います。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号)

- (1) 監査役は、内部監査部門にその職務の補助を要請できることとし、その旨を内部監査部門に関する業務分掌規程により明確化します。

- (2) 監査役は、必要に応じて本社管理部門の専門知識を有する従業員からの協力及び事務の取扱いに関する支援を受けることができるものとします。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 2 号)

- (1) 監査役よりその職務の補助及び協力を要請された内部監査部門及び本社管理部門の従業員は、その要請事項に関しては、取締役・執行役員及び上長等の指揮・命令を受けないものとします。
- (2) 内部監査部門の部門長の人事異動は、常勤監査役の事前の同意を得なければならないものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号)

- (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に加え、経営戦略会議、中期経営計画等の審議会など重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できるものとします。
- (2) 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役・執行役員及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができるものとします。
- (3) 取締役・執行役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項又は法令もしくは定款に違反する行為を認知した場合は当該事項等のほか、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備運用状況、重要な会計方針・会計基準及びその変更、その他必要な重要事項を、速やかに監査役に報告するものとします。また、監査役への報告体制及び情報伝達ルートについて規程として明確化し、社内に周知徹底するものとします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号)

- (1) 代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとします。
- (2) 内部監査部門は、監査役に対し、内部監査の計画及び結果の報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図ります。また、監査役は、必要に応じて内部監査部門及び内部監査に関連する管理部門に調査を求めることができるものとします。
- (3) 監査役が連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行うことができるようにするため、監査役への情報提供体制及び内部監査部門との連携体制を整備します。
- (4) 取締役・執行役員は、監査役の監査がより効果的に行われるために、内部監査体制の充実や協力体制の徹底を図ります。
- (5) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を活用できるものとします。

以上